

那 霸 市 公 報

第 1 4 2 9 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

規 則

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（消防本部総務課）	1309
那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則（消防本部総務課）	1311
那覇市公印規則の一部を改正する規則（総務課）	1312
那覇市老人福祉センター条例等の施行期日を定める規則（ちゃーがんじゅう課）	1313
那覇市会計規則の一部を改正する規則（出納室）	1315

訓 令

那覇市指定金融機関事務取扱規程を廃止する訓令（出納室）	1318
-----------------------------	------

告 示

個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）	1319
市道路線の区域決定及び共用開始について（道理管理室）	1319
平成18年（2006年）2月那覇市議会定例会の招集について（総務課）	1326

公 告

那覇市首里石嶺農住組合土地区画整理事業の事業終了の認可について（区画整理課）	1326
一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定に関する事項の縦覧について（建築指導課）	1327

住民票の職権消除の公示について (市民課) 1327

那覇市役所本庁舎及び新都心銘苅庁舎の管理に関する各種業務委託指名競争
入札参加資格について (管財課) 1328

上下水道局規程

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程 1331

那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程 1332

那覇市上下水道局公印規程の一部を改正する規程 1332

上下水道局告示

那覇市排水設備指定工事店の異動について 1333

教育委員会規則

那覇市体育施設条例の施行期日を定める規則 1334

那覇市立森の家みんな条例の施行期日を定める規則 1334

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則 1335

規 則

那覇市規則第4号

平成18年2月17日

公 布 済

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年那覇市条例第66号）の施行期日は、平成18年3月1日とする。

那覇市規則第5号

平成18年2月17日

公 布 済

那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市消防本部の組織等に関する規則（昭和47年那覇市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「		を
警防課	警防係 救急係	
」		
「		に改め、
警防課	警防係 救助係	
救急課	救急指導係 救急係	
」		

消防庁舎準備室の項を削る。

第3条第1項中「、室に室長」を削り、同条第2項中「又は室」を削り、同条第3項中「及び室長」及び「、室長」を削る。

第7条第3項第6号から第8号までを次のように改める。

- (6) 緊急消防援助隊に関すること。
- (7) 特殊災害に係る消防活動対策に関すること。
- (8) 消防活動情報に関すること。

第7条中第5項を削り、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 救急課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 救急業務の計画及び調査に関すること。
- (2) 救急医療及び救急資器材に関すること。
- (3) 救急医療機関等との連絡調整に関すること。
- (4) 救急統計に関すること。
- (5) 市民に対する応急手当の普及啓発活動の推進に関すること。
- (6) 患者等搬送事業に対する指導及び認定に関すること。
- (7) その他救急に関すること。

第9条の表消防司令長の項及び消防司令の項中「 室長」を削る。

付 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

那覇市規則第6号

平成18年2月17日

公 布 済

那覇市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公印規則の一部を改正する規則

那覇市公印規則（平成9年那覇市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2イ職印の表第5号中「4」を「5」に改める。

付 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

那覇市規則第7号

平成18年2月17日

公 布 済

那覇市老人福祉センター条例等の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市老人福祉センター条例等の施行期日を定める規則

次に掲げる条例の施行期日は、平成18年4月1日とする。

- (1) 那覇市老人福祉センター条例（平成17年那覇市条例第39号）
- (2) 那覇市共同利用施設条例（平成17年那覇市条例第41号）
- (3) 那覇市障害者福祉センター条例（平成17年那覇市条例第42号）
- (4) 那覇市老人憩の家条例（平成17年那覇市条例第43号）
- (5) 那覇市伝統工芸館条例（平成17年那覇市条例第44号）
- (6) 那覇市総合福祉センター条例（平成17年那覇市条例第45号）
- (7) 那覇市安謝福祉複合施設条例（平成17年那覇市条例第47号）
- (8) 那覇市シルバーワークプラザ条例（平成17年那覇市条例第48号）
- (9) 那覇市精神障害者地域生活支援センター条例（平成17年那覇市条例第50号）
- (10) 那覇市母子生活支援センター条例（平成17年那覇市条例第51号）
- (11) 那覇市 I T 創造館条例（平成17年那覇市条例第52号）

那覇市規則第 8 号

平成18年 3 月 1 日

那覇市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市会計規則の一部を改正する規則

那覇市会計規則（1971年那覇市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第44条を次のように改める。

（支出命令）

第44条 令第160条の2第2号ハの規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 郵便料金の後納契約に基づき支払をする経費
- (2) ガソリンの購入契約に基づき支払をする経費
- (3) パソコン又は複写機の使用に係る契約に基づき支払をする経費

第54条を次のように改める。

（資金前渡）

第54条 令第161条第1項第15号及び第17号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 第44条各号に掲げる経費
- (2) 公共的団体に対し支払う経費
- (3) 土地区画整理事業清算金、使用料、賃借料等少額の支払で、所定の手続による場合に著しく事務の取扱いに支障を及ぼすと認められるもの
- (4) 使用料、手数料、保険料、運搬料、郵便料、定期券及び回数券の購入費で即時支払を必要とする経費
- (5) 貸付金
- (6) 負担金、補助金、補償金、賠償金及び出資金
- (7) 交際費
- (8) 即時支払をしなければ調達不能又は調達困難な物品の購入、加工及び修繕料
- (9) 供託金
- (10) 歳入歳出外現金
- (11) 弁護士に支払う委託料
- (12) 郵便振込みにより支払う経費
- (13) 国民健康保険事業の諸給付金
- (14) 那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年那覇市条例第2号）に基

づく災害弔慰金及び災害障害見舞金

(15) 介護保険事業の諸給付金及び主治医意見書作成料並びに高齢者祝金

(16) 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく児童手当

(17) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当

第61条を次のように改める。

（概算払）

第61条 令第162条第6号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 公共的団体に対し支払う経費

(2) 運賃又は保管料

(3) 委託料

(4) 保険料

(5) 補償金又は賠償金

(6) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく収容施設に支払う措置費

2 第56条、第58条及び前条の規定は、概算払について準用する。

第63条を次のように改める。

（前金払）

第63条 令第163条第8号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 公共的団体に対し支払う経費

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事に要する経費。ただし、その額は、当該請負代金額の10分の4以内とする。

(3) 家屋又は物件の除却に係る補償費

(4) 運搬料

(5) 保険料、保管料又は使用料

(6) 土地、建物又は機械器具の賃借料

(7) 都市計画事業及び土地区画整理事業施行のため移転を要する建物その他工作物に対する10分の5以内の移転補償費。ただし、特別の事情があると認めるときは、全額を支払うことができる。

2 第60条の規定は、前金払について準用する。

第65条を次のように改める。

(繰替払)

第65条 令第164条の規定により繰替払をした経費については、主管課長は、翌月10日までに当該経費に係る歳出科目の支出及び歳入科目の収入の手続をしなければならない。

2 第19条の規定は、繰替払について準用する。

第100条第1項中「第92条」を「第95条」に改め、同条第2項中「第93条」を「第96条」に、「前項中」を「同項中」に改め、同条第3項中「第94条」を「第97条」に、「第1項中」を「同項中」に改める。

別表中「別表」を「別表（第13条、第15条、第17条関係）」に改め、同表出納室の項中「

出納室長

を「

出納室長及び主幹

に改める。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第100条及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第 1 号

平成18年 3 月 1 日

那覇市指定金融機関事務取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市指定金融機関事務取扱規程を廃止する訓令

那覇市指定金融機関事務取扱規程（1971年那覇市訓令第 5 号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

告 示

那覇市告示第126号

平成18年2月7日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第127号

平成18年2月10日

掲 示 済

市道路線の区域決定及び共用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のとおり区域決定及び共用開始をする。

その関係図面は、告示の日から2週間那覇市建設管理部都市施設管理センター(道路管理室)において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 区域決定をする路線

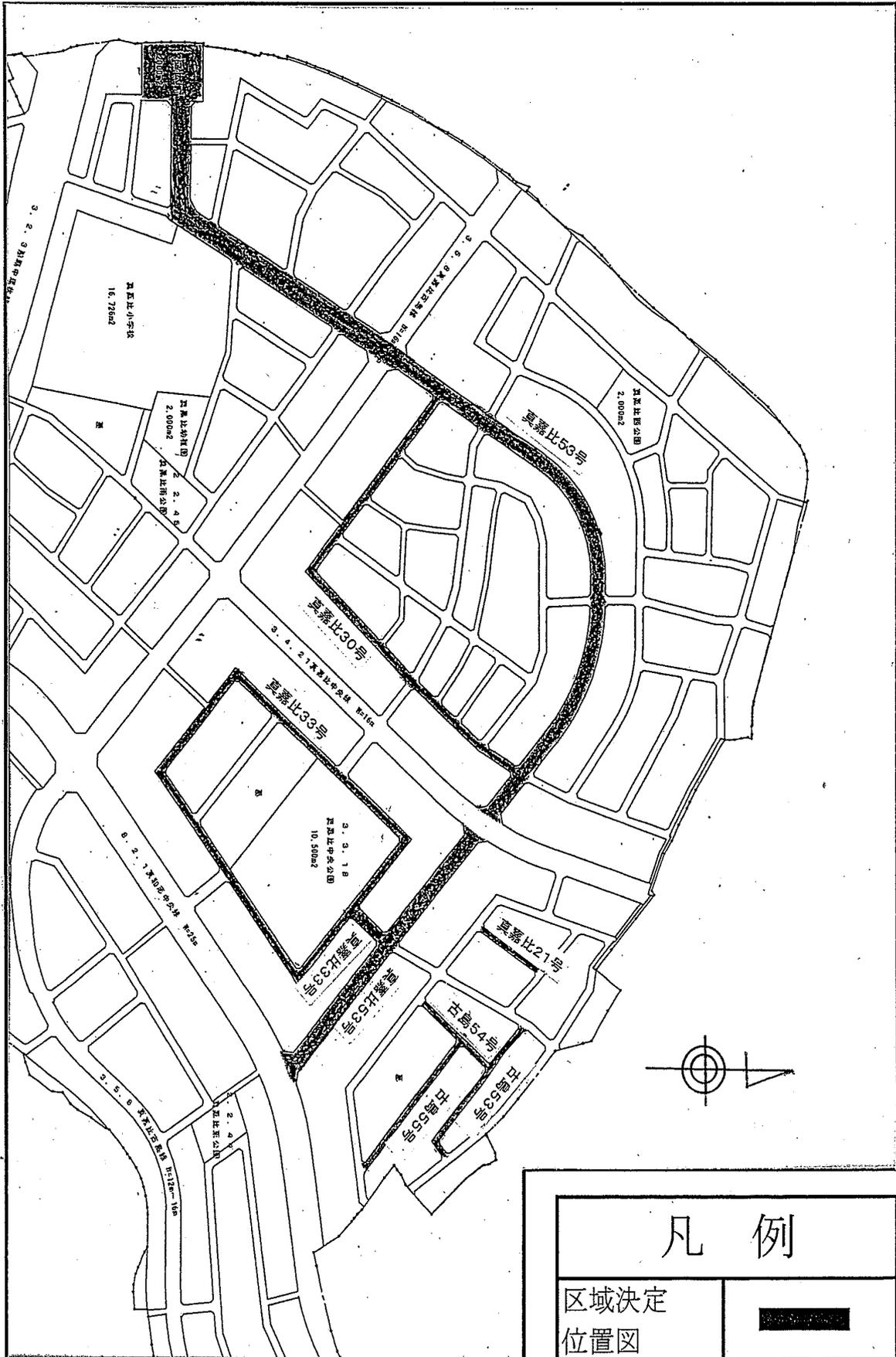
整理番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
1613	真嘉比21号	字真嘉比102番6 字真嘉比102番13	56.5	4.0	
1622	真嘉比30号	字真嘉比88番 字真嘉比62番1	382.8	6.0	
1625	真嘉比33号	字真嘉比121番1 字真嘉比117番1	626.2	6.0~9.0	
1645	真嘉比53号	字真嘉比243番4 字古島267番2	974.7	12.0	
1675	古島53号	字古島234番1 字古島245番5	121.5	4.0	

1676	古島54号	字古島239番1 字古島241番	70.5	4.0	
1677	古島55号	字古島239番1 字古島269番1	119.8	4.0	
1580	小禄南25号	字字栄原吹切原910 字字栄原吹切原910-6	55.6	4.0	

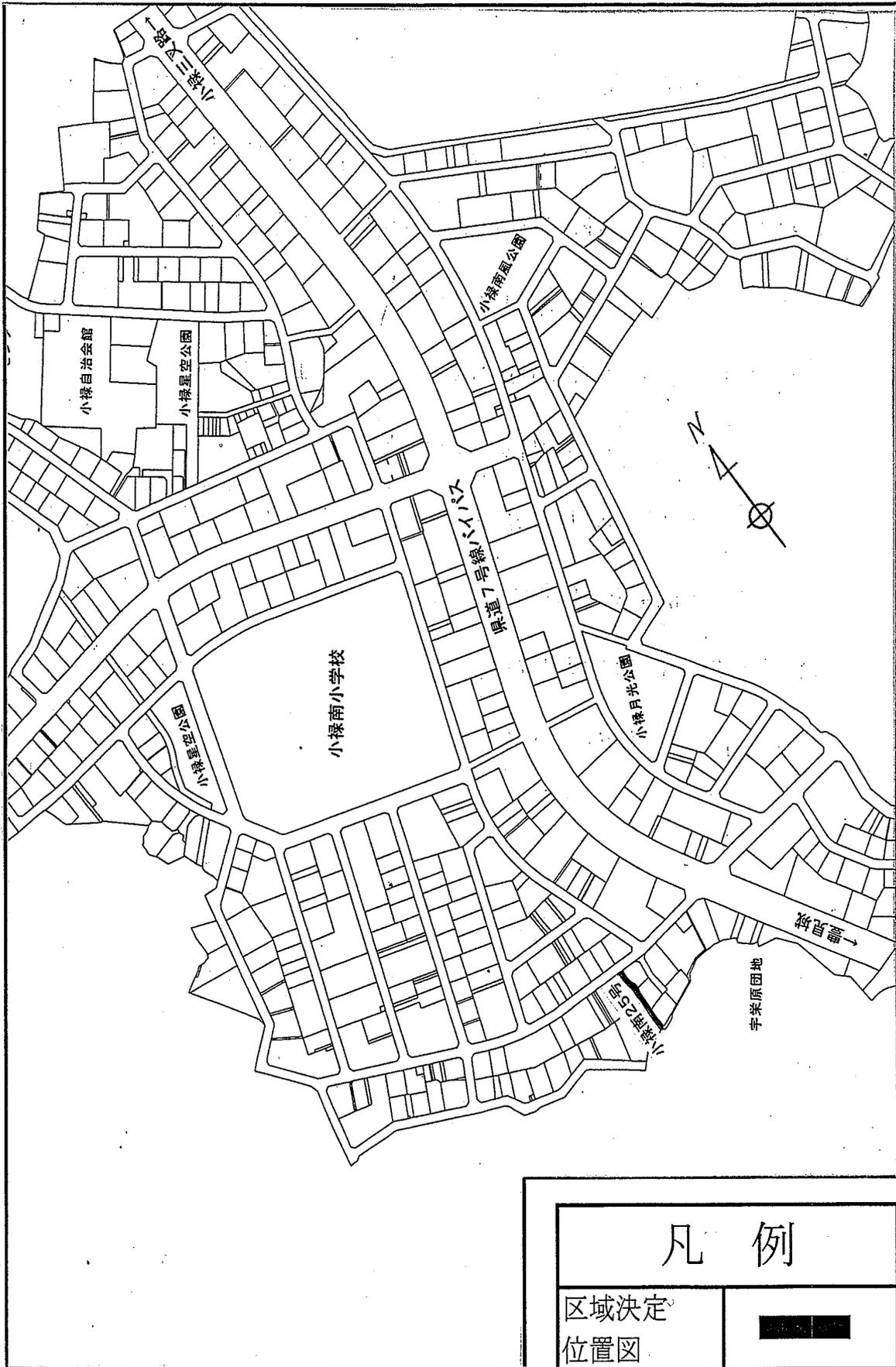
2 共用開始をする路線

整理番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
1599	真嘉比7号	字真嘉比263番 字真嘉比327番1	196.8	6.0	
		字真嘉比368番2 字真嘉比89番	86.6	6.0	
		字真嘉比87番 字真嘉比99番1	120.0	16.0	
1612	真嘉比20号	字真嘉比102番6 字真嘉比102番13	56.5	4.0	
1614	真嘉比22号	字真嘉比105番1 字真嘉比102番2	46.1	6.0	
1622	真嘉比30号	字真嘉比88番 字真嘉比26番3	202.8	6.0	
1625	真嘉比33号	字真嘉比121番 字真嘉比117番1	29.6	6.0~9.0	
		字真嘉比111番 字真嘉比120番1	195.0		
		字真嘉比後原345 字真嘉比東原267-2	354.0		12.0
1675	古島53号	字古島234番1 字古島245番5	121.5	4.0	
1676	古島54号	字古島239番1 字古島241番	70.5	4.0	
1677	古島55号	字古島239番1 字古島269番1	119.8	4.0	
1678	古島56号	字古島269番の3 字真嘉比105番2	197.6	6.0	
1558	小禄南3号	字字栄原吹出原867-8 字字栄原吹出原869-11	16.7	6.0	
1580	小禄南25号	字字栄原吹切原910 字字栄原吹切原910-6	55.6	4.0	
1584	小禄南29号	字小禄泉原1353-1 字小禄泉原1362	98.6	4.5	
1587	小禄南32号	字小禄泉原1446-2 字小禄泉原1435-8	107.3	4.1~6.0	
2363	牧志壺屋西線	牧志3丁目116番15 牧志3丁目212番20	10.0	20.9	
		牧志3丁目212番20 牧志3丁目205番2	95.0	9.0~20.9	一部供用

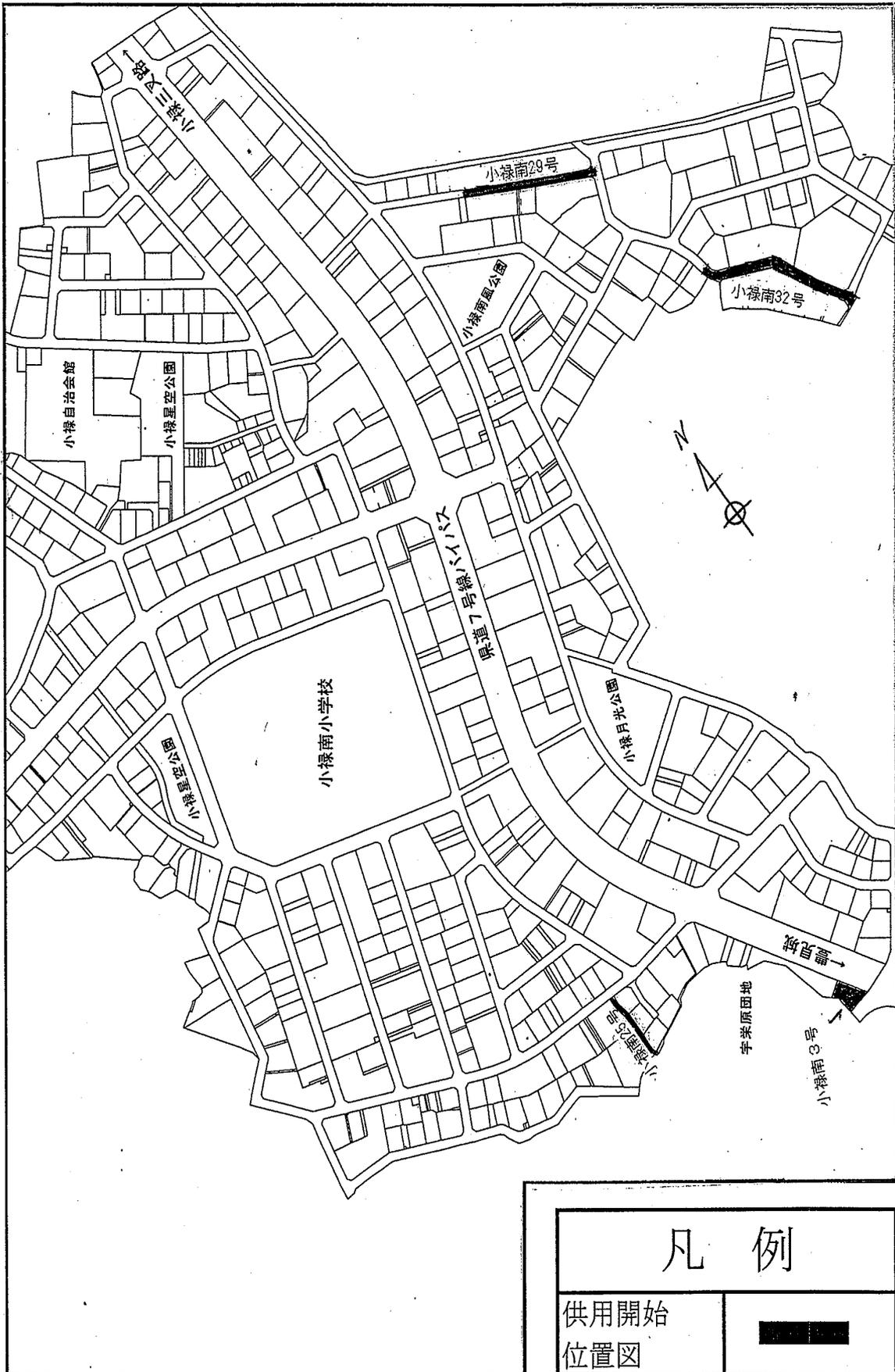
市道路線の区域決定位置図



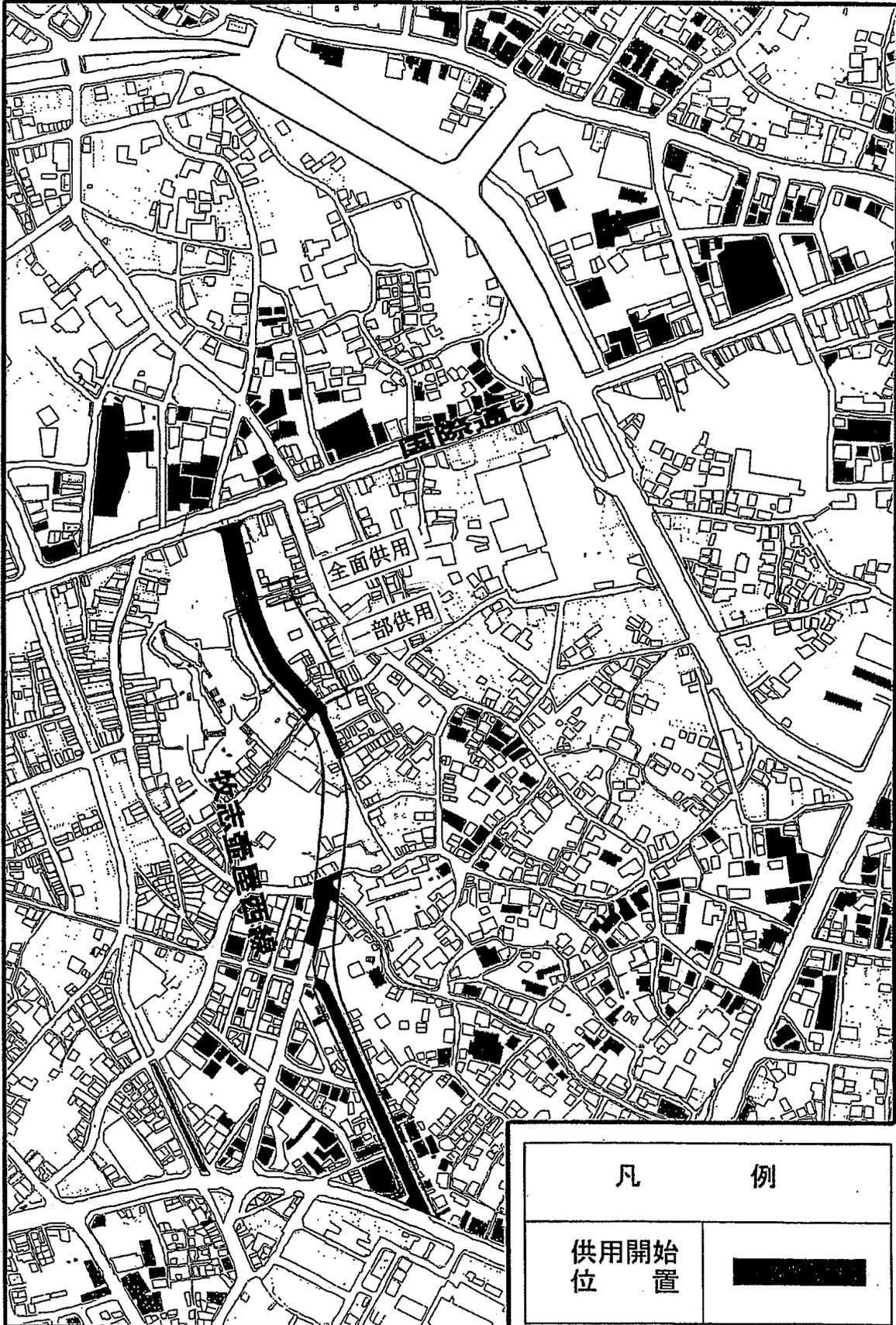
市道路線の区域決定位置図



市道路線の供用開始位置図



市道路線の供用開始位置図



那覇市告示第129号

平成18年2月13日

掲 示 済

平成18年(2006年)2月那覇市議会定例会の招集について

平成18年(2006年)2月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 招 集 の 日 | 平成18年2月21日(火) |
| 2 招 集 の 場 所 | 那覇市議会議場 |

公 告

那覇市公告第172号

平成18年2月13日

掲 示 済

那覇市首里石嶺農住組合土地区画整理事業の事業終了の認可について

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第13条第1項の規定により、土地区画整理事業の事業終了の認可をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第9条第3項及び同法施行規則第3条第4項の規定により、下記の事項を公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| 1 施 行 者 の 名 称 | 那覇市首里石嶺農住組合 |
| 2 事 業 施 行 期 間 | 平成14年11月25日から
平成18年2月13日まで |
| 3 施 行 地 区 | 那覇市首里石嶺町4丁目の一部 |
| 4 土地区画整理事業の名称 | 那覇市首里石嶺農住組合土地区画整理事業 |
| 5 施行認可の年月日 | 平成14年11月22日 |
| 6 終了認可の年月日 | 平成18年2月10日 |

那覇市公告第 1 7 6 号

平成 1 8 年 2 月 1 5 日

掲 示 済

一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定に関する事項の縦覧について

建築基準法第 8 6 条第 1 項の規定による一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定をしたので、同条第 8 項の規定により公告する。その対象区域、建築物の位置等の事項を表示した図書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 認定番号
第 2 号
- 2 認定年月日
平成 1 8 年 2 月 1 5 日
- 3 対象区域等の地名地番
那覇市首里久場川町 2 - 1 8 - 2、2 - 9 6、2 - 1 2 4
- 4 対象区域等を縦覧に供する場所
那覇市役所 都市計画部 建築指導課
那覇市銘苅 2 - 3 - 1 新都心銘刈庁舎 5 F

那覇市公告第 1 7 8 号

平成 1 8 年 2 月 1 7 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令 (昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号) 第 1 2 条第 4 項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市公告第 1 7 9 号
平成 1 8 年 2 月 2 3 日
掲 示 済

那覇市役所本庁舎及び新都心銘苅庁舎の管理に関する各種業務委託指名競争入札参加資格について

平成 18 年度那覇市役所本庁舎及び新都心銘苅庁舎の管理に関する各種業務委託について指名競争入札参加資格を定めたので、地方自治法施行令第 167 条の 11 第 3 項の規定に基づき下記のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- 1 指名競争入札参加資格を定めた業務委託及び各業務委託の入札参加資格要件次の表 1 のとおりです。参加資格を得るための手続き等については那覇市ホームページをご覧ください。

表 1 資格要件を定めた業務委託及び各業務委託の入札参加資格要件一覧表

委託 番号	業 務 委 託 件 名	指 名 競 争 入 札 参 加 資 格 要 件
1	那覇市役所本庁舎 電力設備保守 点検業務委託	<p>(1) 過去 2 年間に次の(A)(B)を内容に含む業務の請負実績があること。 (A) 建物の電力設備の月次点検及び精密点検 (B) 保守対象に次の から を含む業務 受電及び変電設備 (高圧機器全般) 高圧電線路全般 高圧回路に付帯する設備機器 配電盤に接続している低圧回路全般 非常用発電機</p> <p>(2) 過去 2 年間に電気主任技術者外部委託制度(電気事業法施行規則第 52 条第 2 項)の請負歴があること。 (3) 営利法人の場合、那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気工事」に登録されていること。</p>

(表 1 つづく)

(表1つづき)

委託 番号	業 務 委 託 件 名	指 名 競 争 入 札 参 加 資 格 要 件
2	那覇市役所本庁舎 昇降機保守 業務委託	(1) 過去2年間に建物の昇降機の月次点検及び異状発生時の随時対応業務の請負実績があること。 (2) 昇降機検査資格者資格を有する従業員が5人以上いること。 (3) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「機械器具設置工事」に登録されていること。 (4) (3)に該当しない場合は、表2の「委託番号2または5で資格要件(3)に該当しない場合に必要な要件」を満たしていること。
3	那覇市役所本庁舎 ターボ式冷房機 保守業務委託	(1) 過去2年間に建物の冷房設備に関する次の(A)～(C)を内容に含む業務の請負実績があること。 (A) 冷房使用期間開始前の点検調整 (B) 冷房使用期間中の月次点検及び異状発生時の随時対応 (C) 冷房期間終了後の点検調整 (2) 従業員が5人以上であること。 (3) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「管工事」に登録されていること。
4	那覇市役所本庁舎 パッケージ型 冷房機 保守業務委託	委託番号3に同じ
5	那覇市役所本庁舎 消防用設備 保守点検 業務委託	(1) 過去2年間に次の(A)(B)を内容に含む業務の請負実績があること。 (A) 消防法施行規則に基づく消防用設備等の定期点検 (B) 消防用設備等の作動または異状発生時の随時対応 (2) 従業員に次の者がいること(重複可)。 ・ 甲種消防設備士第1類、第3類、第4類 それぞれ1人以上 ・ 乙種消防設備士第6類1人以上 ・ 第1種消防設備点検資格者5人以上 ・ 第2種消防設備点検資格者5人以上 (3) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「消防施設工事」に登録されていること。 (4) (3)に該当しない場合は、表2の「委託番号2または5で資格要件(3)に該当しない場合に必要な要件」を満たしていること。

(表1つづく)

(表1つづき)

委託 番号	業 務 委 託 件 名	指 名 競 争 入 札 参 加 資 格 要 件
6	那覇市役所本庁舎等 施設管理業務委託	(1) 委託番号7の要件(1)～(4)に加え、さらに、従業員に次のものがあること。 ・熟練された大工技能を有する者1人以上
7	新都心銘苅庁舎 施設管理業務委託	(1) 過去2年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。 (2) 従業員に次の者がいること。 ・第1種電気工事士1人以上 ・第1種～第3種のいずれかの冷凍機械責任者免状を有する者1人以上 (3) 次のいずれかに登録されていること。 ・那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気工事」 ・那覇市「建設業者格付名簿」の業種「管工事」 ・那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託指名競争入札参加資格者名簿 (4) 制服制度があること。
8	那覇市役所本庁舎 ごみ処理業務委託	(1) 那覇市一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可業者であること。
9	新都心銘苅庁舎 ごみ処理業務委託	委託番号8に同じ

いずれも平成18年度1年間の業務委託です。

表中の「過去2年間」とは平成16年初から平成17年末までのことです。

次の表2は委託番号2または5だけに関係します。

表2 委託番号2または5で資格要件(3)に該当しない場合に必要な要件

<p>委託番号2または5で要件(3)を満たしていない場合は、次の要件を満たしていること。</p> <p>社会保険に加入していること(個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く)。</p> <p>雇用保険に加入していること(従業員が1人もいないため適用が除外されている場合を除く)。</p> <p>建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>建設業労働災害防止協会に加入していること。</p> <p>委託番号2については「機械器具設置工事」の、委託番号5については「消防施設工事」の許可を受けている者であること。</p> <p>委託番号2においては「機械器具設置工事」、委託番号5においては「消防施設工事」について、審査基準日が平成16年9月1日から平成17年8月31日の間にある経営事項審査を受けている者であること。</p>

(表2つづく)

(表2つづき)

成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
次のアからカまでに該当する事実があった後、2年を経過しない者でないこと。
ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
カ アからオに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者
経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

2 お問い合わせ先

那覇市総務部管財課 電話番号 098-862-9904 (直通)

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第1号
平成18年2月6日
公 布 済

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 高嶺 晃

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

第5条の5を削る。

第5条の6第2項中「第1項」を「前項」に改め、同条を第5条の5とする。

第5条の7を第5条の6とする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 2 号

平成 1 8 年 2 月 6 日

公 布 済

那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 高嶺 晃

那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

那覇市水道事業及び下水道事業会計規程（1968年那覇市水道局規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第55条の 2 第 2 号中「及び乗車券」を「、乗車券及び図書カード」に改める。
別表第 2 損益勘定の表下水道事業費用の項中「ポンプ費」を「ポンプ場費」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 3 号

平成 1 8 年 2 月 6 日

公 布 済

那覇市上下水道局公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 高嶺 晃

那覇市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局公印規程（1967年那覇市水道局規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 課長之印の項中「総務課長」を「総務課長、料金課長、工務課長、下水道課長」に、「総務課」を「総務課、料金課、工務課、下水道課」に改め、同表の備

考を次のように改める。

備考 ひな型番号9課長之印は4個、ひな型番号12企業出納員印は3個とする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第19号

平成18年1月27日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 高嶺 晃

指定(登録)番号	第 305 号
指定工事店名	株式会社 丸和産業
営業所所在地	今帰仁村字玉城623番地
代表者名	當 間 重 和
指定の有効期間	平成13年4月2日 平成18年3月31日
異動年月日	平成17年11月18日
異動事由	代表者及び住所の変更

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第1号
平成18年2月16日
公 布 済

那覇市体育施設条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 仲村渠良雄

那覇市体育施設条例の施行期日を定める規則

那覇市体育施設条例（平成17年那覇市条例第53号）の施行期日は、平成18年4月1日とする。

那覇市教育委員会規則第2号
平成18年2月16日
公 布 済

那覇市立森の家みんな条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 仲村渠良雄

那覇市立森の家みんな条例の施行期日を定める規則

那覇市立森の家みんな条例（平成17年那覇市条例第49号）の施行期日は、平成18年4月1日とする。

那覇市教育委員会規則第3号

平成18年2月16日

公 布 済

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会

委員長 仲村渠良雄

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則(平成2年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条2項を次のように改める。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から10月の第2月曜日の直後の水曜日まで

第2学期 10月の第2月曜日の直後の木曜日から翌年3月31日まで

第2条第3項を削る。

第3条第1項第8号中「(第1号様式の2)」を「(第1号様式)」に改め、同号を同条同項第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条同項第5号中「12月26日から翌年1月5日まで」の次に「の間において11月以内の期間」を加え、同号を同条同項第6号とし、同条同項第4号中「7月21日から8月31日まで」を「7月18日から8月31日までの間において40日以内の期間。ただし、校長の申し出により、その間における5日以内を学校全体または学年ごとに授業日とすることができる。」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(5) 秋季休業日 次のアに定める期間。ただし、必要に応じイに定める期間とすることができる。

ア 10月の第2月曜日の直前の土曜日から10月の第2月曜日の直後の水曜日までの間において5日以内

イ 11月4日及び10月の第2月曜日の直前の土曜日から10月の第2月曜日の直後の火曜日までの間において4日以内。ただし、11月4日が土曜日、日曜日及び月曜日の場合を除く。

第3条第2項を削り、同条第3項中「第2号から4号まで」を「第4号から第6号まで」に、同項中「45日以上54日以内」を「43日以上53日以内」に改め、同項を同条第2項とし、第4項を第3項とする。

第1号様式を削り、第1号様式の2を第1号様式とする。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。